

1 基本理念（いじめ防止対策推進法第3条）

- いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第8条）

- 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

3 いじめ対策のための組織

- (1) 名 称：「士幌町中央中学校いじめ対策委員会（特別委員会）」
- (2) 構成員：教頭、生徒指導部、養護教諭、学校運営協議会委員、PTA三役
- (3) 会 議：4月(計画会議)、3月(反省会議)、1、2学期末、その他必要に応じて開催する。
学校評議員とPTA三役については、4月・3月、その他必要に応じて出席を要請する。
- (4) その他：校内体制における「いじめ対応チーム」は、次のとおりとする。
教頭、生徒指導主事、学年主任、各学年生徒指導部（場合によって、教科担任や学級担任、部活動顧問も担当者とする）

4 いじめ発見と防止のための取組

- (1) いじめアンケートの実施
 - ・いじめの早期発見のために、6月、10月にいじめアンケートを実施する。
- (2) 教育相談体制の整備
 - ・6月・10月に担任による教育相談のほか、いじめアンケートの実施後等、状況に応じて「教育相談週間」を設定する。また、いじめ対応チームでいじめか否かを協議し、「いじめ」と判断した場合は、校長に報告し、学年または全職員で対応する。実施計画、情報分析や対応策策定については、各学年の生徒指導部が主体となっていく。
- (3) いじめに対する当事者意識の醸成
 - ・いじめは、「どの学校にも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうる」という強い自覚をもって対処する。また、軽微な状況においてもいじめ対応チームで協議する。
- (4) 生徒観察による情報収集
 - ・学年所属職員や教科担任、養護教諭等、常に情報収集を心がけ、気になる言動を発見した場合は、生徒指導部に報告する。生徒指導主事はその内容を勘案し、管理職への報告と相談を行う。その後、いじめ対応チームでいじめか否かを協議し、「いじめ」と判断した場合は、校長に報告し、学年または全職員で対応する。

- (5) 保護者との一層の連携
 - ・日頃からの情報交流を密にして、必要に応じて家庭訪問等を実施し、保護者からの情報収集に努める。
- (6) 生徒会主体によるいじめ防止プログラムの展開
 - ・いじめ防止テーマやいじめ根絶の取組の設定、いじめ防止集会の開催等、生徒の主体的な取組を促す積極的な活動を推進する。
- (7) インターネットを通じて行われるいじめの対応
 - ・情報モラル教育の充実や保護者への啓発や協力体制の構築に努める
- (8) 居心地の良い学級づくりなど良好な人間関係の構築
 - ・道徳の時間の活用やグループエンカウンター等の実施で良好な人間関係を築くとともに、i-checkの実施し、分析結果を組織的・継続的に活用する。

5 いじめ発見後の適切な対応

- (1) いじめられた生徒やその保護者の立場に立った対応を心がけ、軽微なものもまず解決に向けた事実確認と指導の方針について説明する。平行して、町教育委員会への報告と相談を行う。
- (2) 校内チームの役割を明確にする。
 - ・事情聴取、整理、分析、まとめ
 - ・対応策の検討
 - ・教職員の意思形成、調整
- (3) スピード感をもって事実確認にあたり、情報を整理する。
- (4) チームとして立案した解決策にそって、継続的な指導を実施する。
 - ・被害生徒への面談
 - ・加害生徒への指導
 - ・事実を認識していた生徒への指導
 - ・被害・加害生徒の保護者へ説明と協力依頼(発見後から定期的な経過説明まで)
 - ・教育相談体制の強化
 - ・適切な人間関係づくりを目指した取組(各領域との連携)
- (5) 問題の内容等に応じて保護者説明会を実施し、学校としての姿勢や方針を明確にする。
- (6) 報道機関への対応は校長を窓口に一本化し、公開できる情報を整理し、誠意ある公平な対応を心がける。その際、町教育委員会と連携して対応にあたる。

6 いじめ防止のための研修の充実

- (1) 「生徒指導交流」を週1回行い、いじめの早期発見、対処方法の習得に努める。
- (2) 研修講座等、校外の研修会に積極的に参加し、その研修情報の内部提供に努める。
- (3) 指導力向上により生徒理解を深めるため、ミドルリーダーや管理職からの情報提供の機会を充実させる。

7 全領域における連携の重視

- (1) 各教科
 - ・それぞれの教科においては、生徒指導の機能を生かした取組を基盤とするとともに、言語活動や各種授業形態による活動をととして他と適切にかかわる能力を高め、いじめの芽を早期に摘み取るよう努力する。
- (2) 道徳
 - ・道徳の時間では、道徳的価値に基づいた人間としての生き方を追求することで教師と生徒、生徒同士の共感的な関係を深め、豊かな体験をととして内面を鍛える。
- (3) 特別活動
 - ・学級活動を基盤とした集団活動や体験的な活動をととして、よりよい人間関係を築く力や社会性の育成を図り、いじめ防止に寄与する。特に、人とのかかわりの中での失敗体験を大切にすることで個性を伸ばし、自他を認める心をはぐくむ。
- (4) 総合的な学習の時間
 - ・特にキャリア教育における体験活動と言語活動、探求活動を充実させ、将来の目標を考えさせ、社会の中の多くの人とかかわる中で、社会的視野を広げ他者理解を深めさせる。

8 いじめ対策の検証

いじめ対策の取組についてはスピード感をもった対応が求められることから、生徒指導部が中心になり、PDCAサイクルにより短期スパンで検証・改善を図る。

9 保護者・地域との情報の共有

- (1) この基本方針は参観日などで説明や学校だより等での周知で保護者の理解に努めるとともに、必要に応じて対応状況について情報提供する機会を設定し、説明責任・結果責任を果たす。
- (2) 家庭訪問や電話連絡などで保護者との情報の共有化に努めるとともに、地域に対しても学校を積極的に公開して、地域から情報提供を行いやすい信頼関係を構築する。

10 いじめ対策年間計画

月	対 策 内 容
4 月	・「いじめ対応」の保護者への周知・説明（参観日・学校だより等） ・第1回 いじめ対策委員会、SSS宣言の確認
5 月	・いじめに関する学級指導
6 月	・第1回いじめアンケートの実施（校内状況の把握・対応状況の説明） ・教育相談（個人面談）、第1回目 i-check テストの実施、いじめ防止集会
7 月	・第2回 いじめ対策委員会 学校運営協議会
8 月	
9 月	・いじめ防止指導強化月間
10 月	・教育相談（個人面談）、あったかい学級・学校づくり集会 ・第2回いじめアンケートの実施（校内状況の把握・対応状況の説明）
11 月	・第2回目 i-check テスト
12 月	・第3回 いじめ対策委員会 学校運営協議会
1 月	
2 月	
3 月	・第4回 いじめ対策委員会 学校運営協議会

11 いじめチェックリスト

- ☐ いじめへの対処方針等について、学校全体で確認している。
- ☐ いじめへの対処方針を家庭や地域に向けて公表するとともに、懇談会・研修会等においていじめの問題について保護者と話し合う機会を設定している。
- ☐ いじめ対応についての校内研修を実施している。
- ☐ いじめの実態を把握するために、年間2回以上のアンケート調査や、定期的な個別面談を実施している。
- ☐ 生徒がいじめの問題等について、主体的に考える取組を実施している。
- ☐ 「ネット上のいじめ」への対応として、指名生徒からの情報収集等具体策を実施している。